

令和6年度 学校給食費支援対象者の食物アレルギー等差額給付について

生活保護、就学援助、第3子以降学校給食費無償化、特別支援教育就学奨励費の各制度により学校給食費の支援を受けているお子様のうち、食物アレルギー等やむを得ない理由により給食の全部または一部を喫食できない場合に、完全給食費による支援額との差額分を給付します。

給付の対象となる要件

令和6(2024)年度は、千葉市立学校に在籍している小学校1年生から中学校3年生(特別支援学校小学部1年生から中学部3年生)のお子さまについて、以下の1及び2をどちらも満たしている場合、給付の対象となります。

1 下記いずれかの制度により学校給食費の支援を受けている。

(1)生活保護 (2)就学援助 (3)第3子以降の学校給食費無償化 (4)特別支援教育就学奨励費
※(4)は給食費の支援を受けられる支弁区分の決定を受けている場合。

2 食物アレルギー等やむを得ない理由により、完全給食を喫食していない。

※給食の区分が「完全給食」以外の学校給食変更届を在籍校へ提出している場合。
※給食の区分が「給食停止」の場合、学校へ代替食を持参し通学している場合。

申請から給付までのご案内

①申請

対象と見込まれるお子様がいらっしゃる世帯へ、「①学校給食給付金交付申請書(令和6年度用)」を送付します。申請書が届きましたら、必要事項記入のうえ、同封の返信用封筒にて千葉市教育委員会保健体育課までご返送ください。(教育委員会保健体育課へご連絡いただき、窓口で直接提出いただくことも可能です。)

②決定

申請審査の結果、給付金の交付が決定した場合は、申請の1~2か月後に「②交付決定通知書」を送付します。「交付決定」はその時点で給付を受けられる要件を満たしていることを証明するもので、実際の給付金額は当年度末の実績確定後に算定します。

③給付

交付決定を受け、給付の対象となるお子様について、年度末時点で当年度の給付対象となる実績日数を確定し、これを基に算定された給付金額をお知らせする「③交付確定通知書」を令和7年4月頃に送付します。交付確定通知書には給付金額の内訳、給付金振込先口座や振込時期などが記載されます。

令和6年度の給付申請期限及び給付対象期間

当初申請期限:令和7年1月31日(金)

最終申請期限(随時):令和7年3月31日(月)

給付対象期間:令和6年4月~令和7年3月
(給付の対象となる要件を満たす期間において)

※郵送の場合は当日消印有効、窓口の場合は当日受領分までとなります。
※各種支援制度(生活保護・就学援助・第3子以降無償化・就学奨励費)の申請期限ではありません。
※最終申請期限までに提出された申請について、上記の給付対象期間が適用されます。

(裏面へ)

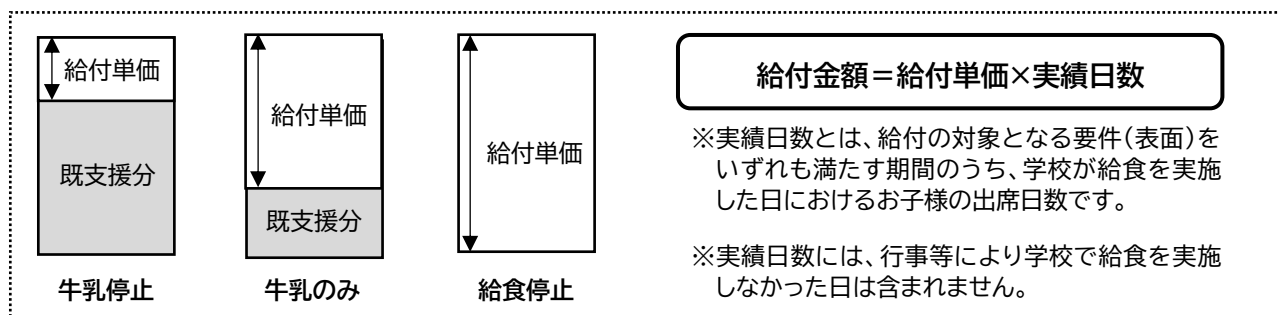
給付時期について

令和7年5月ごろ(令和6年度分について、まとめて1回の給付を行います。)

給付金額について

給付金額は、給付の対象となる要件(表面)をいずれも満たす期間のうち、学校が給食を実施した日におけるお子様の出席日数に、給食の区分に応じた単価(完全給食との差額)を乗じて計算されます。

※特別支援教育就学奨励費により給食費の支援を受ける場合は、支弁区分により給付単価が半額となることがあります。



生活保護の適用を受けている保護者の方へ:収入申告書の提出のお願い

生活保護の適用を受けている場合、本給付金の収入申告が必要となります。

交付金振込後に、③交付確定通知書と併せて、各区社会援護課へ収入申告書をご提出ください。

※収入申告に係るお問い合わせは、各区社会援護課へお願いいたします。

第3子以降の学校給食費無償化を未申請の保護者の方へ

第3子以降学校給食費無償化の令和6年度申請をされていない保護者の方につきましては、本給付申請と併せて無償化の申請をいただくことで、令和6年4月まで遡って給付対象となる可能性があります。

なお、新たに第3子以降学校給食費無償化を申請する場合の期限は令和7年2月28日(金)となります。申請についてご不明点のある保護者の方は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。



お問い合わせ先

千葉市教育委員会保健体育課 公会計班 TEL:043-245-5909
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

千葉市 アレルギー給付

検索

(Information in English is also available below.)

URL: <https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyusyokusagaku.html>